

### 第3章 住民参加と合併協議

#### 第1節 合併に関する住民参加

##### 1 合併に関する請願（地方自治法第124条）

合併に関する請願としては、住民投票の実施など意思決定過程への住民参加を求めるものが半数を越え、残りが現在進められている合併方針の変更を求めるものであった。

また、請願が行われた地域は、すべて町村であり、庁舎の位置をはじめとするさまざまな面で大きな変更を迫られる地域住民の合併問題への関心の高まりが窺える。

合併に関する請願状況一覧表

市町村名	請願内容	結果
藤原町	住民投票を求める	H14. 9.25 不採択
東員町	員弁郡5町合併	H14.12. 3 廃案
磯部町	志摩4町、南勢町への合併意思表明	H14.12.19 採択
大安町	住民投票を求める	H14.12.12 不採択
東員町	合併を考える住民の会の設立を求める	H14.12.24 採択
玉城町	住民投票条例の制定、実施	H15. 3.20 不採択
美杉村	太郎生地区の分村	H15. 6.16 不採択
青山町	住民投票条例の制定、実施	H15. 8.29 不採択
大台町	5町村（大台、大宮、紀勢、宮川、大内山）合併の推進	H15. 9.19 採択
飯南町	合併反対	H16. 3.18 不採択
飯高町	1市4町の合併反対	H16. 4. 7 不採択
多気町	住民投票条例の制定或いは住民アンケートの実施	H16. 7. 7 不採択
河芸町	住民意向調査を求める	H16. 9.17 不採択
南勢町	住民投票を求める	H16.12.14 不採択

（県地方分権・合併室把握分）

## 2 住民投票条例制定の直接請求（地方自治法第74条）

住民投票条例の制定に向けて、直接請求に必要な50分の1以上の署名を添え、延べ9件（ほか1件は途中取下げ）の請求が行われたが、いずれの場合においても当該条例案は議会で否決され、住民投票条例の制定には至らなかった。

直接請求が行われた地域は、請願と同様、町村に限られている。

市町村名	請求日	内容	結果
玉城町	H15. 8. 18	度会町、多気町、明和町、勢和村との合併の是非を問う	H15. 9. 3 否決
多度町	H15.10. 7	桑名市、長島町との合併の是非を問う	H15.10.17 否決
美杉村	H15.10.14	津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町との合併の是非を問う	H15.10.22 否決
御浜町	H15.10. 6	熊野市、紀宝町、紀和町と合併、紀宝町、紀和町、鶴殿村と合併、合併しない - を選択	H15.10.31 否決
青山町	H16. 1. 15	単独町制、名張市と合併、上野市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村と合併 - を選択	H16. 2. 12 否決
長島町	H16. 3. 12	桑名市、多度町との合併の是非を問う	H16. 3. 30 否決
関町	H16. 3. 29	亀山市との合併の是非を問う	H16. 4. 8 否決
美杉村	H16. 9. 7	美杉村の太郎生地区と名張市との合併の是非を問う	H16. 9. 14 否決
南島町	H16.11. 2	南勢町との合併の是非を問う	H16.11.24 否決

## 3 住民投票条例制定の議員提案（地方自治法第112条）

議員が実質的に合併の是非判断を住民に委ねようと、久居市ほか7町村では議員自らの提案による住民投票条例案が提出された。

最終的には、すべての場合で否決され、住民投票が実施されることはなかったものの、御浜町のように、一旦可決した上で再議により否決するという経過で決定されたことを契機に、町長のリコール投票の実施という形で、事実上の合併の是非を巡る住民投票につながったケースもあった。

住民投票条例議員提案状況一覧表

市町村名	結果
久居市	H15. 9. 24 否決
玉城町	H15.11.17 否決
楠町	H16. 3. 4 否決
青山町	H16. 3. 12 否決
南勢町	H16. 6. 16 否決
御浜町	H16.10. 2 可決 H16.10. 8 再議により否決
大台町	H16.12.22 否決
宮川村	H16.12.22 否決

#### 4 住民投票条例制定の首長提案（地方自治法第 149 条）

名張市をはじめとする 5 市町では、首長が住民投票実施を公約に掲げ当選したことなどを契機として、住民投票条例案が提案され、南勢町以外の議会では可決された。

住民投票条例の制定を受けて、名張市、紀伊長島町、大王町及び朝日町の 4 市町で住民投票が実施され、これらの市町では投票結果に沿って合併方針が決定された。

なお、投票資格について、永住外国人を含むほか、大王町では高校 3 年生以上とし朝日町では 18 歳以上とする新しい試みもあった。

住民投票条例首長提案状況一覧表

市町村名	結果
名張市	H14.10.30 可決 H15. 2. 9 住民投票実施
紀伊長島町	H15. 7.24 修正可決 H15.12.21 住民投票実施
大王町	H15. 9.16 可決 H16. 2. 1 住民投票実施
朝日町	H15. 9.18 可決 H16. 1.18 住民投票実施
南勢町	H17. 6.16 否決

住民投票の結果概要（すべて首長提案条例によるもの）

市町村名	投票日	内 容	投票率	結果	
				賛成	反対
名張市	H15. 2. 9	伊賀地区 6 市町村との合併の可否	58.64%	11,504 票 30.10%	<b>26,718 票</b> <b>69.90%</b>
紀伊長島町	H15.12.21	合併の賛否	61.53%	<b>3,076 票</b> <b>56.25%</b>	2,329 票 43.75%
朝日町	H16. 1.18	四日市市・楠町との合併の賛否	71.54%	1,855 票 47.87%	<b>2,020 票</b> <b>52.13%</b>
大王町	H16. 2. 1	浜島町、志摩町、阿児町、磯部町との合併の賛否	53.05%	<b>3,289 票</b> <b>85.10%</b>	576 票 14.91%

結果%は、無効票を除いた有効投票に対する率を記載。

## 5 法定協議会設置の直接請求（合併特例法第4条）

法定協議会設置の直接請求は、平成9年3月に大王町に対してなされて以来、合計10件の請求があり、うち8件の請求は議会の否決や関係市町村が付議しないことにより認められなかったが、大台町に対してなされた2件の直接請求は請求どおり法定協議会が設置された。

特に、大台町・宮川村合併協議会については、最終的に合併が成立したという点で、この直接請求の果たした役割は大きいものであった。

なお、合併特例法第4条の2による直接請求はなされなかった。

法定協議会設置直接請求状況一覧表

市町村名	請求内容	請求日	結果
大王町	浜島町、志摩町、阿児町、磯部町との法定協議会設置	H 9.3.26	浜島町と磯部町議会が否決し、非設置
浜島町	大王町、志摩町、阿児町、磯部町との法定協議会設置	H 9.3.27	〃
磯部町	浜島町、大王町、志摩町、阿児町との法定協議会設置	H 9.3.28	〃
志摩町	浜島町、大王町、阿児町、磯部町との法定協議会設置	H 9.3.29	〃
阿児町	浜島町、大王町、志摩町、磯部町との法定協議会設置	H 9.3.30	〃
菰野町	四日市市、鈴鹿市、楠町、朝日町との法定協議会設置	H14.9.20	鈴鹿市が付議せずと回答し、非設置
名張市	青山町との法定協議会設置	H15.2.28	青山町が付議せずと回答し、非設置
大台町	大宮町、紀勢町、大内山村との法定協議会設置	H16.1.21	4町村議会で可決し、H16.4.1に設置
大台町	宮川村との法定協議会設置	H16.1.26	2町村議会で可決し、H16.11.1に設置
美杉村	名張市との法定協議会設置	H16.5.17	2市村議会で否決し、非設置

## 6 長の解職請求（地方自治法第 81 条）

合併問題を契機とした長の解職請求は、御浜町と南勢町で行われた。いずれの場合も 3 分の 1 以上の署名が集められたが、南勢町では町長が辞職したため解職の本請求は行われず、出直し選挙が行われることとなった。

この結果、御浜町では信任（住民投票で解職賛成が少数）、南勢町では不信任（町長選挙で相手方候補が当選）と異なる対応となった。

長の解職請求状況一覧表

市町村名	経過	請求日	結果
御浜町	町議会で一旦可決した住民投票条例を再議・否決したことを契機に、御浜町の将来を思う会が請求	H16.12.7	H17.1.30 に住民投票の結果、解職賛成が過半数に達せず、リコールは不成立
南勢町	「南島町との合併を強引に進めた」ことを理由に、南勢町の町づくりを考える会が 3,556 人分の署名を提出	-	リコールの本請求前に町長が辞職したため、住民投票は行われず その後（H17.5.22）に行われた出直し選挙では、相手方候補が当選